

(様式)

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール及び取組

平成29年5月
(住宅金融支援機構)

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュール及び取組は以下の通りとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、指針第2に基づくワークライフバランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1)平成29年度の取組

評価項目設定事業	取組内容	参考(平成27年度契約実績等)
—	—	—

(2)平成30年度以降の取組(平成29年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

①平成30年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(平成27年度契約実績等)
会計監査人候補者の選考	会計監査人に関しては、平成27年度の企画競争手続により、平成29年度までの3か年の候補者とする前提で募集・選考を行ったことから、次回の募集を行う平成30年度から導入予定。なお、平成29年度の候補者の選考基準とすることができないが、実行上、候補者に対して、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定状況の確認を実施。	約0.3億円

②平成31年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(平成27年度契約実績等)
全額繰上償還請求債権等に係る債権管理回収関連業務	サービサーとの債権管理回収業務委託契約に関しては、平成27年度の総合評価・企画競争手続により、平成30年度までの3か年の募集・選考を行ったことから、次回の募集を行う平成31年度から導入予定。	約59億円
	以降、全面導入。	

(参考) 指針対象想定事業規模見込(平成27年度契約実績)

	金額(億円)	件数(件)
住宅金融支援機構における公共調達総額	664	1,020
指針対象想定事業規模	398	105
総合評価落札方式による事業	285	33
随意契約のうち企画競争等による事業	113	72

※ 規模見込等は基本的に平成27年度実績による概数。また、事業規模については、平成27年度実績等を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※ なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ この他、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業について、平成27年度は該当なし。